

避難行動要支援者登録はお済みですか

町では、災害発生時に自力で避難することが困難な方の命を守るため「避難行動要支援者登録制度」※を実施していますが、登録者は非常に少ない状況です。このため、自治会、町内会や民生委員を通じて登録を呼びかけています。登録を希望される方で、まだ登録がお済みでない場合は、この機会にぜひ登録をお願いします。また、ご家族やお知り合いへの声かけにもご協力ください。

※令和8年8月から、制度の名称を「災害時等要援護者登録制度」より変更しました。

■要支援者登録制度とは

災害発生時、支援が必要な方を安全な場所へ避難させたり、日常的に見守りが必要な方を支援するためには、支援が必要な方が「どこに」「何人いるか」を事前に把握する必要があります。

この制度では、災害時などに支援が必要な方が自ら町へ避難行動要支援者として登録申請をしていただき、町では登録された情報を基に、避難行動要支援者一人ひとりの「避難支援計画書」を作成し、台帳として保管します。

また、作成した台帳は、必要に応じて、自治会、町内会や民生委員、児童委員、消防団などに開示し、災害発生時における避難支援や日常の見守り活動のために活用します。

■登録対象者

町内に居住し、在宅で生活している方で、災害発生時に自力や家族の支援だけでは避難ができない方、家族の支援が受けられない方や日常において見守りを必要としている方が対象です。

■登録方法

①登録申請書の提出が必要です

「避難行動要支援者」の登録には、役場への登録申請書の提出が必要です。

なお、要支援者台帳には個人情報に記載され、登録後には必要に応じて自治会、町内会や社会福祉協議会、消防団などに情報を提供することから、申請者本人の同意が必要となります。

また、申請者本人の身体状況などにより、申請書の記入が困難な場合は、ご家族などの代理人による申請ができます。

②地域支援者の選定について

地域支援者※は、災害時などに要支援者を支援していただけるご近所の方で、原則として要支援者1名につき地域支援者2名とし、申請者本人またはご家族が本人の同意を得て選定していただきます。なお、地域支援者の選定が難しいときは、自治会、町内会や民生委員、児童委員などにご相談いただき、それでも見つからない場合は下記までご相談ください。

※地域支援者とは、災害発生時に要支援者へ災害に関する情報を伝えたり、要支援者を避難所まで誘導する役割を担います。なお、地域支援者はあくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うものであり、万が一、災害発生時に支援ができなかったり、避難時に事故などが発生しても決して責任を負うものではありません。

■登録内容

- ・名簿登録者の氏名、住所、生年月日など
- ・同居家族、緊急時の連絡先
- ・地域支援者の氏名、住所、電話番号など
- ・日常生活の状況、心身の状況、福祉サービスの利用状況、かかりつけ医、避難所利用時の留意点など



相談先・申請先・問合せ 健康福祉課福祉グループ（総合庁舎） ☎ ㊟ 7071 FAX ㊟ 7076
総務課総務グループ（総合庁舎） ☎ ㊟ 2511 FAX ㊟ 2026